

高齢者・養護者が安心して暮らせる社会を

周囲の気づきが高齢者虐待の早期発見に

■高齢者虐待の状況

高齢者の虐待防止のために制定された「高齢者虐待防止法」では、高齢者の養護者に対する支援を重要なものと位置づけています。これは、養護者の介護ストレスや経済的な困窮などさまざまな要因による虐待が増加しているためです。

県内市町村で受け付けた 高齢者虐待の相談通報件数	3年度	2年度	元年度	30年度
養護者（高齢者の支援・介護をしている者、主に家族）による虐待の相談・通報件数	339	347	305	244
うち虐待と判断された件数	175	172	149	141
養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数	18	8	14	16
うち虐待と判断された件数	4	3	2	6

高齢者虐待には、次のようなものがあります。
▼**身体的虐待** 暴力的行為で身

体に痛みを与えたり、また拘束して自分で動くことを制限したりする行為

▼**心理的虐待** 脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせにより、精神的に苦痛を与える行為

▼**介護の放棄・放任** 介護者による介護の放棄・放任が原因で、高齢者の身体や精神状況を悪化させる行為

▼**経済的虐待** 高齢者本人の合意なしに財産の処分をしたり、金銭を使用したりするなど、金銭的な不利益を与える行為。必要なお金を渡さないなどの行為

▼**性的虐待** 排せつの失敗などに対して懲罰的に下半身を裸にして放置するなど、高齢者にわいせつな行為をしたりさせたりする行為

■**高齢者とともに養護者も支援**
あなたやあなたの身近な人が介護のことで悩んでいる場合は、市地域包括支援センターに相談してください。高齢者と養護者の両方が安心して生活できる方法を一緒に考えていきましょう。

福祉 NETWORK

子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎・内線1101

利用してみませんか？ 子育て短期支援事業

市内に住んでいる保護者が、病気や出産、仕事などの理由で一時的に子どもの養育が困難になったとき、児童養護施設などで一定期間、養育や保護を行い、子育てを支援する事業があります。

盛岡市にある児童養護施設3カ所と乳児院2カ所が利用できます。世帯の課税状況に応じて利用料を支払い、保護者の責任で送迎してください。

◆事業内容

①短期入所生活援助事業(ショートステイ)

- ▶期間 7日(6泊7日)以内
- ▶対象 保護者の入院などで、養育が一時的に困難になった家庭の18歳未満の児童

②夜間養護事業(トワイライトステイ)

- ▶期間 1カ月以内(平日)
- ▶対象 保護者が夜間の仕事などで、養育が困難

になった家庭の18歳未満の児童

③休日預かり事業

- ▶期間 1カ月以内(休日)
- ▶対象 保護者が日曜日や祝日の仕事などで、養育が困難になった家庭の18歳未満の児童

◆利用できる施設

施設名	所在地(盛岡市)	電話番号
和光学園	青山1-25-2	019-647-2143
青雲荘	加賀野4-8-33	019-653-3947
みちのくみどり学園	上田字松屋敷11-14	019-663-3171
日赤岩手乳児院	三本柳6-1-10	019-614-0821
善友乳児院	北山1-13-24	019-622-2156

※施設の利用状況によっては、受け入れができない場合がありますので、事前に相談してください。

※現在は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、新規の受け入れを見合わせている施設もありますので、希望に沿えない場合があります。

◆申し込み方法

地域福祉課で申請用紙に必要事項を記入し、提出してください。申し込みには印鑑が必要です。